

公 示

次のとおり、企画競争に関する委託先事業者の選定を行います。

公 示 第 87 号
平成 23 年 11 月 7 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長
古田 宏昌

1 企画競争に付する事項

- (1) 件 名 就職活動準備事業 一式
- (2) 実施主体 千葉労働局職業安定部求職者支援室
千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎4階
- (3) 事業概要 雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、求職者支援制度が新設されたところであるが、就職に対する準備不足等からすぐには同制度による職業訓練による効果が得にくい者もいる。
このため、こうした者に対して、個別カウンセリングや生活指導等による意欲・能力の向上や職業紹介を実施し、その就職可能性を増大させる事業を民間職業紹介事業者に委託するもの。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成24年7月31日まで
- (4) 仕 様 「平成23年度就職活動準備事業に係る企画書募集要領」による。

2 企画競争参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

イ 企画書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。

ロ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。）。

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用

- 率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。ただし、障害者雇用率の対象とならない場合を除く。
- 二 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）。
- ホ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- へ 企画書提出時において、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札に係る対象地区における「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- ト 企画書提出時において、有料職業紹介事業の許可を現に受けており、かつ、受託した事業を実施する時点で有料職業紹介事業の許可を受けていることが確実であると認められること。
- チ 受託した事業を実施する時点で、対象地区を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）が、対象者の利便性を考慮して指定する地域内（必要に応じて、複数の地域を指定することも可）に職業紹介事業を行う事業所を設置していることが確実であると認められること。
- リ 受託した事業を実施する時点で、就職活動準備事業の委託費を盛り込んだ手数料表の届出をしていることが確実であると認められること。
- ヌ 受託した事業を実施する時点で、就職活動準備事業の対象者に関して職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を限定していないことが確実であると認められること。
- ル 就職支援、求人情報提供及び職業紹介に係る実績を過去3年以上有する者であること。

3 契約候補者の選定

「平成23年度就職活動準備事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として一者を選定する。

4 企画競争に係る説明会の開催

(1) 日時及び場所

平成23年11月15日（火）14時～
千葉県教育会館 1階（千葉労働局会議室）
〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10

(2) 受付方法等

電話、FAXにて受け付ける。
千葉労働局職業安定部求職者支援室
担当：石橋・邨井（むらい）
電話043-221-4087 FAX043-202-5140

5 企画競争説明書等の交付（日時及び場所）

平成23年11月7日（月）10時～平成23年11月14日（月）14時
〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎4階
千葉労働局職業安定部求職者支援室
担当：石橋・邨井（むらい）

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 平成23年11月14日(月)16時期限
- (2) 受付先 上記5に同じ
- (3) 受付方法 FAXにて受け付ける
(上記4(2)に同じ)
- (4) 回答 平成23年11月16日(水)15時までに、企画競争参加者に対してFAXにて行う

7 企画書等の提出期間等

- (1) 提出期限 平成23年11月24日(木)17時
- (2) 提出先 上記5に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送(郵送の場合は受領期限までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。)
- (4) 提出書類 「平成23年度就職活動準備事業に係る企画書募集要領」において定めた書類

8 その他

- (1) 本入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 企画書の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画書、その他の企画競争参加の条件に違反した者の企画書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 事業者の選定方法
千葉労働局職業安定部求職者支援室を事務局とする企画審査委員会において、企画書をもとに、総合的に審査し、決定する。
- (6) その他 詳細は「平成23年度就職活動準備事業に係る企画書募集要領」による。